



重要なお知らせ

手荷物の植物について

輸入申告がない場合や違法に植物を持ち込んだ場合、

罰則の対象となります。

◆ 税関検査前に必ず植物検疫カウンターにお越し下さい。



手荷物で日本に持ち込んだ植物について、以下の点にご注意願います。

- 1 携帯品・別送品申告書（税関申告書）に植物の申告が必要です。
- 2 苗木や種子などの種苗類、切花、野菜、果物、豆、米などには、輸出国政府機関が発行する検査証明書の添付が必要です。
- 3 持込みが禁止されている植物は廃棄されます。

◆ 輸入検査の手続きでパスポートや搭乗券の情報を記録する際は、検査に時間を要します。



違法に輸入禁止品や植物を持ち込んだ場合は、植物防疫法に基づき廃棄処分となり、3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合は5,000万円以下）の罰金が科せられる場合があります。



植物の持込みができるかどうかについては、こちらをチェック！



検査証明書については、こちらをチェック！

植物防疫所の主なお問合せ先

- 横浜植物防疫所 045-211-7153 ● 門司植物防疫所 093-321-2601
- 名古屋植物防疫所 052-651-0112 ● 那覇植物防疫事務所 098-868-2850
- 神戸植物防疫所 078-331-2386